

事 務 連 絡

平成18年5月29日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

農薬等の成分であって食品に自然に含まれる物質について

標記物質の取扱いについては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の第1 食品 の部A 食品一般の成分規格（以下「一般規則」という。）の8で規定しているところであるが、具体的な物質の例として以下の物質があるので業務の参考とされたい。また、これらの物質が食品中に自然に含まれる量等については調査研究を進めることとしていることを申し添える。

記

臭素、鉛、ニコチン、ヒ素、フッ素等の動植物成分、ジベレリン等の天然型動植物ホルモン